

プラテア=ひろば

2010.1.1 第49号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西14丁目みふじビル3F

# PLATEA



洋館の燈 夢明かりの街 (函館市)

明けまして  
おめでとうございます

「年越し派遣村」に象徴される、構造改革の下で深刻となった格差と貧困は、もうこれ以上がまんできないと国民の怒りに火をつけ、自公政権から民主党政権へ政権交代を実現しました。

「何かが動く」と、国民は期待を込めて見守ってきたけれど、どうでしょうか。「事業仕分け」と耳慣れない言葉の中で、「聖域に切り込めるか」と注目された軍事費は削減を求めず、ノーベル賞受賞者など学者研究者の反対にもかかわらず科学技術振興のビジョンも示されないうまま、コスト削減を決めたり、国民生活にかかわる大事な予算が削減と判定されました。

沖縄基地問題、非正規労働者の権利の確立、後期高齢者医療制度の廃止など切実な国民の声にこたえる政治を実現させるためにも、五月に国民投票法が施行されますが、新政権を「憲法を守る」立場にしっかりと立たせるためにも、今年はいよいよ一層大切な年になります。

私たちは政治の「観客」ではなく、「主人公」として、憲法の力を確信し、平和くらし、人権を守る力を前進させたいと心から願っています。

二〇一〇年 元旦

たかさき法律事務所一同

◆新年は1月6日(水)より業務を開始いたします。

# 日米安保五〇年

〈日米同盟の今と平和憲法〉

弁護士 竹中 雅史

**1** 今年、日米安保条約（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約）の批准から五〇年目の節目の年である。

日米安保条約は、一九六〇年以降、同一の条文のままであるが、この五〇年間で、より強固な「日米（軍事同盟）へと、大きく変容している。

**2** 日米安保について、米軍には日本を防衛する義務があるが、自衛隊には、米国を防衛する義務はなく、この点を捉えて、「片面的」だという誤解がある。

しかし、日本は、米軍に対し、「極東」の安全のために基地提供の義務を負っており、実際に、米国との同盟国の中で、米国内以外で空母の母港がある国も、また、海兵隊が駐留している国も、首都圏にこれだけ広大な基地があるのも、日本だけである。

また、「思いやり予算」を含め、やはり、日本だけが、ずば

抜けて多額の米軍の駐留経費を負担している。

しかも、「極東」の範囲を超えて、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争のいずれについても、日本国内の巨大基地（三沢、横須賀、嘉手納基地等）がその中心的役割を果たしている。日本は、基地提供によって、米軍の世界戦略に多大な貢献（戦争への加担）をしてきた。

**3** 日米安保条約には、二つの密約があった。

第一は、核持ち込みの密約であり、唯一の被爆国である我が国の国是である「非核三原則」のうち、実は、当初から、「持ち込ませず」が履行されていなかった。

第二は、地位協定に係わる日本の米兵の犯罪に対する裁判権放棄の密約である。現在も米軍が駐留するイラクにおける地位協定では、イラクに裁判権があることが確認されており、その対比で見ても、日本は、明

らかに「独立」国ではない。

**4** 日米安保条約の大きな変容については、主権者である国民の代表で構成される国会の承認手続を経していない。

第一は、一九九六年の橋本・クリントンによる日米安保「再定義」であり、日本（自衛隊）は、「周辺事態」において、米軍の「後方支援」を行うこととなった（九七年の新ガイドライン、九九年の周辺事態法等）。

第二は、〇三年の小泉・ブッシュによる「世界の中の日米同盟」などに端を発した〇五年以降の、いわゆる「二・二二」（外相・防衛大臣と国務長官・国防長官）による日米安全保障協議委員会による四つの合意である。特に、〇五年一〇月の「日米同盟・



在日米軍HPより



沖縄県喜屋武岬 平和の塔



未来のための変革と再編」によって、米軍再編に対応した日米（軍事）同盟における米軍と自衛隊の一体化が明確かつ強固に図られ、〇六年二月には、自衛隊は「専守防衛」を放棄し、「海外派兵」もを本来業務とする「軍隊」に変容した。

この文脈の中で、テロ特措法、イラク特措法、有事関連諸法、及び海賊対処法、さらには、米軍再編支援円滑化法、自衛隊海外派兵・武力行使恒久法案を捉える必要がある。

**5** 米国の武力による紛争解決という世界戦略自体が、説得力を失っている。米国自身でさえ、紛争を武力だけによって解決する手法自体の見直しを模索しつつあり、他方で、世界各国の日本への信頼や好感の根拠は、日本が、武力以外の民生支援などの分野で国際貢献をしていることにある。決して、米國と一体となって武力行使をしていることであつたのではない。

私たちは、「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、我らの安全と生存を保持しよう」と決意した」（前文）のであって、米國と一体となって軍事力行使をすることは、日本國憲法の精神に反するばかりか、世界

各国からの評価や好感を自ら貶める愚行と言わざるをえない。

米國との関係も、長期的には、日米安保という軍事同盟から、日米平和友好条約へと変えさせなければならぬ。その意味で、現在の異常なまでの米國・米軍への「従属」から、速やかに脱却すべきである。それが、二一世紀の輝く日本國憲法の示す指針であり、日本の「安全と生存を保持」する道筋なのである。

**6** 昨年の政権交代によって、社民党を含む鳩山政権の下で、日米安保（日米同盟）のあり様についても、一定の変化が生じるかもしれない。

## 「希望は、戦争」？

～なぜ今「坂の上の雲」なのか～

弁護士 島田 度

昨年11月から3年にわたり、毎年秋から年末にかけて、NHKでドラマ「坂の上の雲」が放映されます。植民地争奪戦争であった日露戦争を祖国防衛戦争として描くなど「明治の栄光物語」です。

この作品、実は、原作者の故司馬遼太郎が、「軍国主義を鼓吹しているように誤解されるおそれがある」として、一貫して映像化を拒み続けてきたことをご存知でしょうか。

それなのに、NHKは、「現代の日本人に勇気と示唆を与える」物語であるとして、映像化に踏み切りました。

おりしも今年の5月からは憲法「改正」手続法が施行されます。

「坂の上の雲」が現代の日本人に与えようとしているのは、憲法9条を廃止して明治の栄光を取り戻そうという「勇気と示唆」にほかならないのではないかと。

勇壮なドラマに隠されたメッセージを、十分警戒する必要があると。



ナチドッタカラの家

オバマ米大統領自身も、単独主義から国際協調へ「変化（チェンジ）」しようとしている今、我が國は、日米軍事同盟（北対米従属）ではない、平和憲法の精神である「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼」を基礎にした国際協調主義の平和外交へと、「変化」しなければならない。



たかさき法律事務所九条の会

# 「バスツアーたより」

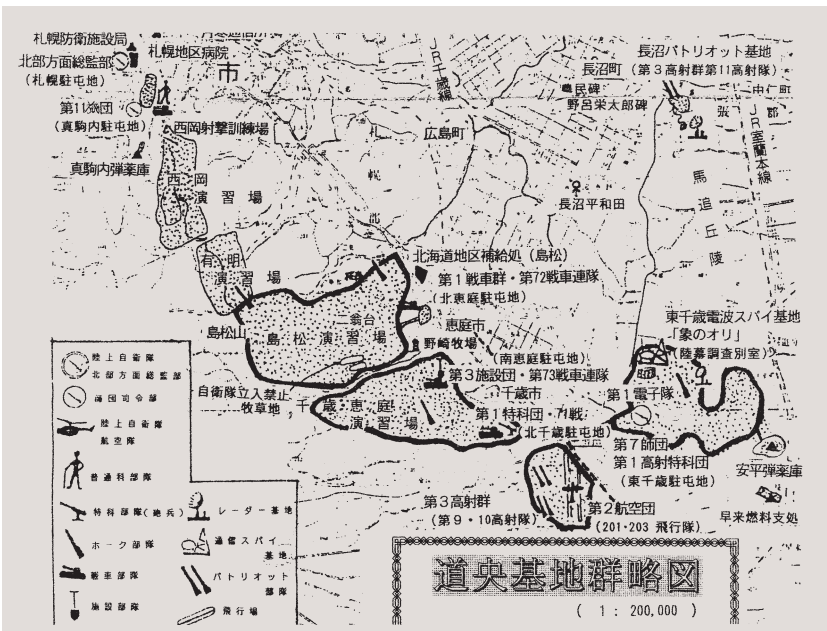
弁護士 高崎 裕子

●「九条の会」の昨年最後の企画は、外に出て学ぼうと、札幌近郊の自衛隊基地を巡るバスツアーでした。雪が心配でしたが晴天に恵まれた二月下旬、総勢三四名でにぎやかに出発。ガイドは事務所がいつもお世話になり、当企画に協力していただいた旅行会社旅システムの社長で、北海道平和委員会の代表理事でもある内山博氏。安保・自衛隊等の問題では第一人者だけに、豊富な資料に基づき、目の前に展開する基地の実態をわかりやすく解説していただき、参加者からは驚きの声、怒りの声があがりました。

●最初に、一昨年まで、札幌雪祭りの会場にもなった真駒内駐屯地へ。雪祭り会場を中止した理由は、師団から旅団へ「規模縮小」したためと思われがちですが、実は、米軍再編に伴ない、米軍と一体となって世界中のどこにでも行ける軽機動の本来の部隊として機能が強化されたため雪祭りどころではなくなったというものです。西岡演習場では、季節がら木の葉も落ち射撃場が丸見え。ここでは人間の形をした標的を撃つたり、サバイバル訓練をする場所で、地形、面積からさまざまに訓練であることが想像できます。●恵庭・千歳を含む札幌近郊の北海道大

演習場は、面積では道東の矢白別大演習場に次ぐ道内二番目の規模で、演習場間を移動する戦車は、ゴムのキヤタピラにはき替えることなく移動するため、道路がその部分だけコンクリート製で、バスがそこを通過と「カタカタ」と小刻みに振動することで体感できました。又一台八億円の九〇式戦車も道路の大半が五〇トンの重量に耐えられず分解して運ぶなど実戦として使用不能の無駄遣いや憲法九条を持ちながら通常兵器では世界第二位の膨大な軍事費が投入されている実態がよく判りました。

●長沼では、地元の食材を使ったレストランでのおいしい昼食に一同大満足。長沼訴訟の事件の地元立ち、札幌地裁の昭和四八年九月七日の判決、「日本で最初に自衛隊が憲法九条に違反すること、保安林の指定解除処分とナイキ基地の設置は、平和的生存権を侵害するおそれがあること」を認めた画期的判決を、感慨深く受けとめました。裁判長であった福島重雄氏の「司法は常に政治の荒波にさらされもまれる。政治の波に埋もれて、後世になってあれは政治が悪かったといっても過ぎ去った歴史は戻らない。政



治権力に組みすることは容易だが、楯突くことは極めて困難だ。しかし、司法は国民一人ひとりの人権を守り、国民から愛され、信頼されねばならない」との言葉は、今こそ、その重みと共に私達の羅針盤として一層輝きを増すでしょう。

## \*長沼訴訟とは

長沼町に航空自衛隊の「ミサイル基地」建設のため、六九年、国有保安林の指定を解除、「自衛隊は違憲、保安林解除は違法」と処分取り消しを求めた行政訴訟。

真駒内から千歳まで続く大演習場、その演習場にある戦車、千歳空港にある戦闘機……どれも今回その存在を初めて知りました。知らなければ何も感じないであろうアスファルトからコンクリートへの路面の変化も、演習場間の戦車移動のためと知り、改めて、我々の身近に基地があることを実感し同時にその危険性も感じました。

また、戦車、雪上車、戦闘機の値段も知り、軍事費がいかに無駄に使われているのがよく分かりました。

今後、より一層、憲法九条の存在を守り、その精神を現実を広げていく活動が重要になっていけると感じました。

弁護士 山内 崇史

## バスツアーに参加して



防衛省技術研究本部 札幌試験場にて

当日は、朝から良く晴れ、一日中陽の光に恵まれた日でした。そして、大変充実した日となりました。滝野ずらん公園に行く時に『なぜここだけガタンガタンいうのかな？ カーブだから？』と思っていたところが、何と戦車を通すための道だったということを知り、戦車が日常的に使用されていることを実感しました。コムカラ峠からの展望は、よくぞ連れて来て下さったという思いです。石狩平野は、肥沃な田園地帯だけではなく、基地の集中地帯であることが良く分かりました。私は、沖繩の象のオリの間近に行ったことがあるので、こんな札幌の近くにもあったのか!!と驚きでいっぱいでした。「佛桑華そこは咲くなそこは基地汝が紅は沖繩の色」〜元衆院議員故山原健二郎氏「南の熱き炎」〜より

尾田 貴子

私が担当したのはひき逃げだと疑われた事案でした。依頼者は、自分の車と接触して倒れた被害者のことに気づかず、その場を立ち去ったため、ひき逃げだということと逮捕されました。

捜査機関と被害者に、「わざと逃げたわけではない」ということをなかなか信じてもらえませんでした。故意はないことを裏付ける資料を種々集めて説得作業に努めた結果、最終的には依頼者の言い分が受け入れられ、起訴猶予処分が事件が終了しました。

刑事弁護士としての職務は何かと困難が多いのですが、これが評価され、賞をいただけたことは大変励みになります。まだまだ偉大な先人の足跡をたどっている、過ぎませんが、初心を忘れることなく、今後も精進して参りますので、どうか暖かく見守ってください。

「**季刊刑事弁護**」**新人賞**  
を受賞して  
弁護士 白 諾員

たかさき法律事務所九条の会  
第13回例会のお知らせ

## 講演の夕べ

日時 2月2日(火) 6:00 P.M.  
場所 札幌市教育文化会館 403研修室  
(札幌市中央区北1条西13丁目)  
講師 北海学園大学人文学部  
教授 大塚 秀之 氏  
演題

「**オバマのアメリカ**

—オバマの登場によってアメリカでは何が変わったのか?オバマ政権の一年を振り返って— (仮題)

\*オープニングは会員によるギター演奏です。



### 一、速報！ 原爆症基金法成立

原爆症認定集団訴訟に関する基金法が、昨年一二月一日、成立した。

新たに設ける基金に国が補助金を出し原告の金銭補償に充てるという内容で、敗訴原告にも救済の道が開かれることになった。基金の設立は、昨年八月六日、当時の首相と交わされた、集団訴訟の全面解決に向けた確認書に基づくものである。集団訴訟一九連勝の結果である。（現在二二連勝中）。

### 二、高裁係属中の原爆訴訟、双方取り下げで終結

北海道原爆訴訟（原告九名）のうち、

第一審勝訴者を含め、札幌高裁に控訴していた七名は、前記確認書に基づいて控訴を取下げ、原爆症認定が確定した。一九九九年に提訴した北海道原爆訴訟（その後集団訴訟となった）は、文字通り、一〇年間の、被爆者の命がけの闘いであった。

### 三、原爆症認定集団訴訟で何が明らかになったか。

ひとつは、原爆放射線の被害の恐ろしさと持続性（時間的継続）、放射性降下物（残留放射線被爆）、低線量被爆、内部被爆の危険性、原爆の悲惨さである。また、現行認定基準のまやかしいいかげんさ、特に、「DS86」や「原因確率」論の非科学性が暴露された。さいごに、核廃絶の必要性である。明らかににされた被爆の実相が核廃絶を求める運動に大きく貢献した。

### 四、何を求めることができたか。

国の被爆認定行政に厳しい司法判断が示され、認定基準を不十分ながら二度改定させた。認定行政を根本から転換させる契機となる貴重な成果である。白内障、心筋梗塞、肝機能障害、甲状腺機能低下症など、一部限定付きではあるが、原爆症認定の範囲を拡大

させた。さらに、放射線起因性の立証責任を実質的に転換させた。さらに、被爆者援護問題を国政上の重要課題と認識させたことである。

### 五、残された課題

被爆の距離・入市時期・積極認定の病名の限定、総合認定の基準の不明確さなど、原爆認定基準の根本的な改革が急がれる。また、八〇〇〇名におよぶ認定申請者が放置されている問題は、審査体制の拡充を含め早急に解決すべきである。前記確認書に基づく厚生労働大臣との定期協議の早期実現、そして認定制度の抜本的改正のための「立法」が次の課題である。

### 六、核廃絶を目指す運動の強化

昨年四月五日のプラハでのオバマ演説は、世界の多くの人々を勇気づけた。九月二四日、国連安全保障理事会の首脳会合が、「核兵器のない世界」を目指す決議を全会一致で採択した。

「原告たちは、この訴訟が終わっても、核兵器を造らないで下さい、使わないで下さい、核兵器を使うと脅さないで下さい、核兵器を無くそう、オバマ演説や国連決議、その決議に賛成した日本政府の態度を後退させないで下



終結後集会

さいと訴えて行くことでしよう。私たちも、一緒に、その道を追い求めて行きたい。」と、私は、法廷での意見陳述を終えた。

いま、核廃絶へ具体的な第一歩が踏み出されようとしている。

### 七、未解決の北海道原爆訴訟

二名の原告の原爆訴訟が、札幌地裁に継続している。この裁判も、次回（二月三日午後一時）、医師と原告本人の尋問を行い、事実上結審する予定である。一層のご支援をお願いしたい。

## 原水禁世界大会に参加して――

事務局 田中 恭輔

8月、長崎世界大会に参加した。各国から、様々な人が集まり、核廃絶を願って、それぞれの国で、それぞれの活動が行なわれていることを知った。「行動なくして社会は変わらず」と考えた。そして歩み始めたい。今年もやってきた「原爆投下の瞬間」。日差しは強かった。11時2分、その瞬間が始まった。被爆者の、苦痛、悩みも始まった。平和公園で千羽鶴を

捧げた。仕事の合間に折ってくれた善意の結晶。それが、再び被爆者を作らない力になることを実感した。



長崎 平和公園

## 「被爆者の切実な願いにこたえ核廃絶を」

弁護士 齋藤 耕

昨年四月、オバマ大統領が、「核兵器を使用した唯一の核保有国として、行動すべき道義的責任」を認め、「核兵器のない世界」を追求すると宣言をし、九月には、国連安保理首脳会合において、鳩山首相が、唯一の被爆国として、核廃絶を訴えるなど、核兵器廃絶の動きが世界的に高まっています。

五月にNPT（核不拡散条約）再検討会議が開催され、「核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」とした二〇〇〇年の合意を議題とすることが確認されています。

NPTとは、核軍縮、核不拡散、核の平和利用を三つの柱とした条約であり、核保有五大国（米、ロ、英、仏、中）を拘束できる条約です。米口は、依然として核抑止論を捨てていませんし、米国などでは、「使える核」を模索する動きもあり、核廃絶への道は、決して平坦ではありません。

私たちは、NPT再検討会議に向けて、唯一の被爆国として、「生きていくうちに核廃絶を」との被爆者の切実な願いにこたえ、「約束」の実行を迫り一日も早い核廃絶を実現させましょう。

# 0年もく しします



弁護士  
高崎 暢

札幌弁護士会会長職もあと三か月。無事、三月三日が迎えられることを祈るのみ。

政権党の民主党、鮮烈と曖昧、透明と混濁が入り交じる。「事業仕分け」、国民に予算が見えるのは歓迎するが、やり方は「人民裁判」とオーバーラップする。大きな無駄には手を着けず、医療や保育など国民生活に直結するものはバツサリ。目先だけの判断で科学技術研究なども同様。この経験、日本の政治の分岐点となるのか。民主主義の成熟への第一歩と見るべきか。



弁護士  
高崎 裕子

バン・クライバーン国際コンクールで優勝した辻井伸行さんのコンサートは圧巻でした。ピアノを弾く前の集中力に会場は引き込まれるような静寂。そして、時に力強く、又優しく、彼が捉えた曲の情景が浮かんで

くるような音の世界。ピアノだけなのに、とても豊かな音の色彩を感じ、自然に涙が出ました。ピアノが楽しくてしょうがないというとびきりの笑顔に、彼の可能性を発見し、それを信じ、挑戦し続けることを支えた父母や教師達の愛情を思い、生かされることだと感じ入りました。



弁護士  
竹中 雅史

運動（スポーツ）不足解消のために、毎日帰宅してから、散歩をするようにしている。おかげさまで、「過体重」もやや緩和しつつある。他方で、最近、平和運動（ムーブメント）が、不足していることを痛感している。日米安保五〇年の節目の今年、平和運動にも力を入れていきたい。



弁護士  
竹田 美田紀

最近のマイブームは「カフェ」です。

時間があるときに「ナビ」でお店を探しに行くのですが、満喫したいときには、一日に何軒か回ることもあります（バーのハシゴ状態です）。お店も、住宅街にさりげなく建っていたり、窓の外に見える景色や内装、食器

にもこだわりがあつて、どのお店も表情が異なります。飲みものはもちろんですが、「カフェ」での時間も楽しんでます。「カフェ」といっても、コーヒーだけではなく、紅茶、ハーブティ、中国茶、緑茶まで広く含めています。



弁護士  
日笠 倫子

昨年から沖縄の米軍基地縮小移設問題に関連して、報道で辺野古の海をよく目にするようになりました。

辺野古へは五年前に行つたことがあるのですが、澄んだ美しい海を前に白い砂浜の向こうには、鉄条網に結びつけられたたくさんのカラフルな布がはためいており、平和主義を憲法の三大原則の一つとする日本にありながら、アメリカの軍隊が配備され、立ち入りが禁止されるという矛盾だらけの光景がありました。このような矛盾が一日も早く解消され、基地のない社会が実現することを祈っています。なお私事ですが産休に入っていますのでよろしくお願ひします。



弁護士  
齋藤 耕

弁護士になり、五年が経過しました。弁



# 2011年 本よる お願い

護士登録後すぐに参加したNTT奥村過労死訴訟が解決（行政訴訟は継続中）、原爆症認定集団訴訟の解決の道筋も見えてきました。いずれも、一〇〇パーセント満足のできる結果とはいえませんが、この五年間闘ってきた成果を感じることができました。この五年間の経験をさらに生かし、今後も平和と人権の問題に関与していきたいと考えています。



弁護士  
山山 達哉  
むらやま たらや

肩こりに苦しんでいます。

元々首のヘルニアで首や腕が痛かったのですが、ゴットハンドの整体師さんのおかげでその痛みは全くなくなりました。ただ、その整体師さんに「すごい肩こりだねえ」と指摘されてから肩こりが気になって仕方ありません（以前は自分が肩こりだという自覚がなかったので全く気になりませんでした）。

肩こりに気づかなければ幸せだったのに……。



弁護士  
島田 度  
しまだ わな

早いもので、この一〇月で三六歳になってしまいました。若い頃は、三二六歳はもつと大人だと思っていました。いざ自分がなってみると、未熟さばかりが目についてしまいました。

「四〇にして惑わず」などという格言が身に沁みたりしますが、他方で「つてこは、三九歳までは惑ってもいいんだな」などと都合よく考えたりもしています（これを法律用語で「反対解釈」といいます。便利な言葉です）。

いざというときに迷わない落ち着きと、必要なときにしつかり悩む心の若さ、両方を備えた大人を目指して精進します。



弁護士  
山内 崇史  
やまうち たかし

先日、昨年から思い焦がれていた自動車を購入しました。

遠くてなかなか足が向かなかつた場所にも想像以上に早く着けるので、日頃の出不清が解消されつつあります。上達のためには「乗り込み」が大事ということで、休日、交通量の多い市内を巡回して練習にそんんでいます。

ちよと慣れてきたころに冬道となるので、

さらなる練習が必要になりそうです。安全運転で少しずつ上達していきたいと思っています。



弁護士  
白 諾貝  
はくろ たかぎ

生活の必需品であった自転車を手放し、乗り回すのは無理なので、移動手段のために車を買いました。しかし、雪道運転は初めてで、出かけるのが危険だということに気づきました。ですから、なるべく車を使わないようにしようかと思えます。いつか何のために車を買ったのか、よく分からなくなっていました。

## 事務局

2名の新人弁護士が仲間入りし、事務局も新鮮な気持ちでがんばっています。今年は寅年。「張り子の虎」ではなく「鼠も虎の如し」でチームワークよくがんばります。



# NEW FACE

◆ ◆ ◆  
 よろしくお願ひします

～ 新人弁護士ごあいさつ～



弁護士  
 おおとも じゆんこ  
 大友 淳子

私は、宮城県名取市（仙台市の南隣）に生まれ育ち、東北大学法学部、東北学院大学法科大学院と、地元で過ごしてきましたが、司法修習を機に初めて故郷を離れ、札幌にやってきました。

当初は、司法修習終了後は故郷に戻り、仙台での登録をと考えていたのですが、札幌の弁護士の先生方が非常に熱心に、そして温かく指導して下さったこともあり、ぜひ札幌で弁護士としてやっていきたいと希望するようになりました。札幌は非常に暮らしやすい、素晴らしい街ですので、今では札幌を第二の故郷にしたいと思っております。

私が弁護士を志したのは、抽象的ではありますが、大学時代、近隣住民同士の紛争や、知人や家族の抱える労働条件の悩み等を見聞きする中で、自分が大学で学んでいる、紛争

を解決したり権利を守ったりするべき法律というものが、実際には機能していないと感じ、また、法律を用いて市民の権利を守るべき弁護士が、一般に生活している人々からは非常に遠い存在であることを痛感したからです。

少しでも弁護士というものを身近な存在にし、困っている人の問題を解決し、守られるべき権利を守っていきたくという思いを抱き、司法試験を受験し、幸運にも合格することができました。

経験豊かな先輩弁護士が多数所属し、社会的な問題を含め、多様な法律問題の解決に取り組む当事務所の一員として、弁護士の道を踏み出せることに大きな希望と責任を感じております。

まだまだ知識も浅く、未熟ではありますが、日々努力し、少しでも困難に直面している方の力になれるよう頑張っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

若き  
 弁護士へ

弁護士 高崎 暢



弁護士  
菅原 まさと  
すがわら まさと

この度、たかさき法律事務所で弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました。

私は、司法修習で札幌に配属されるまでの三〇年間ずっと東京で生活していました。

札幌に来るのは高校時代の夏休み北海道に遊びに来て以来です。その当時は旅行者として北海道の自然や夏の涼しさに感動していましたが、一〇年以上も経った後に札幌で生活することになるとは夢にも思いませんでした。

修習生活を通じ、あらためて東京とは違う北海道の自然の豊かさやスケールの大きさ（更に加えると、食事の美味しさ、スギ花粉が飛ばないこと）、そして、人の温かさに魅せられました。「これからは弁護士として、北海道で生活する人たちのために働きたい!!」と強く思うに至りました。

私はロースクール時代、葉害肝炎の被害者を支える活動をしていたことから、弁護士になった後も法的救済が及ばない人達のために働きたいと思っていました。たかさき法律事務所は、労働者や社会的弱者の人権を重視し、市民の権利を守ることを理念としています。

今後はこの事務所の一員として北海道で生活する人達の暮らしを法律の面から支えていくことが目標です。人々が安心して働くことができ、お年寄りやお金のない方であってもなに不自由無く日々の生活を送ることができ、そんな社会を目指していこうと思います。

北海道はとても広いですが、困っている方がいらしたらどんなに遠い場所であろうとも直ぐに駆けつける、そんな弁護士を目指していきます。

どうぞよろしくお願ひします。

大友淳子弁護士、菅原仁人弁護士、おふたりの入所を心から歓迎する。

事務所が、同時に複数の新人弁護士を迎えるのは五年ぶり。新人弁護士の入所は、法律事務所の雰囲気を変える。新人弁護士がもつフレッシュさが、先輩弁護士や職員をちょっぴり緊張させ、心地よい刺激を与えるからだ。

お二人が、弁護士として、大きな夢をもってスタートラインについた。その夢を実現するために日々努力を重ねて欲しい。

今、貧困と格差の拡大で、最低限度の間らしい生活すら困難な状況にある。弁護士として、一人の人間として、その問題に目をそらすことなく向き合って欲しい。

さらに、そこに踏みとどまるのではなく、時代の流れの本質を見抜き、身を挺して流れに抗う、洞察力と信念、情熱と行動力を持った弁護士になつて欲しい。

お二人は、それを体現できる能力と行動力、理性と情熱を持っていることを、私たちは知っている。同期の弁護士として、お互いが

良きライバルとして切磋琢磨し、大きく羽ばたくことを期待する。



## 第四五回

# 「過労死二一〇番」

弁護士 竹田美由紀

昨年二月二日、「過労死・過労自殺二一〇番」電話相談が実施されました。

これは、北海道過労死問題研究会が、働く人の命と健康を守るという趣旨から、働き過ぎで命や健康を失った人、失うおそれのある人やその家族などを対象に、毎年二回、父の日と勤労感謝の日の前に、無料電話相談を実施しており、弁護士の他、医師、社会保険労務士らがアドバイザーをしています。

第四五回となる今回は、三件の相談が寄せられ、不況が長引く中、企業で働く人が減らされる中での過酷な働きぶりが明らかになったほか、過酷な職場で働く人の心もすさみ、いじめやパワハラ・ラスメントといった人間関係のトラブルによって、精神疾患になった人が少なくないことを実感しました。

相談数は例年よりも減少しましたが、労災申請数は減少していないことや、自殺者数は二年連続で三万人を超えていることからすれば、働き過ぎで命や健康を失った人、失うおそれのある人の数が減少しておらず、むしろ、不況が長引き、リストラなどの心配から「働けるだけマシ」といった意識があるのではないかと思えます。

また、北海道過労死問題研究会などを含め、過労死・過労自殺の防止にむけた活動が広く知られていないことも、相談数が減少した原因の一つではないかと思えます。

北海道過労死問題研究会は、弁護士、医師、社会保険労務士、学者、保健師、新聞記者などで構成され、毎年定期的に研究会が開催されています。「過労死・

過労自殺二一〇番」の後に開催された研究会では、川島医師を講師とする「突然死」に関する学習会と山内弁護士からは携帯電話販売店店長の事例報告がなされ、活発な意見交流が行われました。

今後も、過労死・過労自殺といった哀しい事件が一つでも起きないように、取り組んでいきたいと思えます。



## ある携帯電話販売店店長の事例

弁護士 山内 崇史

A氏は、通信機器販売等を行なう会社に勤務していましたが、会社が携帯電話販売店の経営という新規事業を立ち上げたのを機に、異動を命ぜられ、新たな未知の勤務地において、販売店店長に就任しました。店長就任に伴い、A氏は、業務の引き継ぎに追われたう

え、会社からは機種変更・新規顧客獲得に過大なノルマを課せられ、ノルマ達成に強い圧力をかけられました。そのため、A氏の労働時間は飛躍的に増加し、店長へ就任した月の翌月の中旬まで、一日も休日をとることができませんでした。時間外労働時間は、就任月及び翌月は、それぞれ約二六五時間、約二二〇時間、それ以降の月も約八〇時間にも及びました。その結果、A氏はうつ病にり患し、就労不能となりました。

A氏の労災申請に対し、労働基準監督署は、うつ病発症は業務によつ

て引き起こされたものであるとして、業務起因性を認めました。

## 労災基準の改定について

弁護士 白 諾貝

労働環境の急激な変化などにより、業務の集中化や職場でのいじめ（いわゆるパワハラ）などに関する相談が増えています。これに対応する形で、昨年、精神障害等に係る労災認定のための判断指針である「職場における心理的負荷評価表」が改正され、従来の評価表では評価対象となっていなかった事項が新たに12項目追加され、7項目については内容が修正されました。

具体的には、職場における「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が追加され、心理的負荷の強度が再強度とされるⅢと評価されることになったほか、「達成困難なノルマが課された」（強度Ⅱ）、「複数名担当業務を一人で担当するようになった」（強度Ⅱ）などが追加されるとともに、既存の項目である「部下とのトラブルがあった」の心理的負荷強度がⅠからⅡに引き上げられるなどの修正が行われたのです。

以上のような見直しは、これまで労災申請に

よる救済が困難だった方に新たな可能性を見出したことを意味します。



## ●File1● 奥村過労死労災認定訴訟 勝訴判決報告

弁護士 日笠 倫子

NTT東日本に勤務していた奥村喜勝さんには心臓に持病があり、時間外労働や宿泊を伴う出張は原則禁止されていたが、NTTは、奥村さんに対し、リストラ計画に伴い雇用形態の変更・選択を迫った上、長期間の宿泊を伴う研修を強い、その結果、奥村さんは急性心筋虚血で亡くなりました。

奥村さんの死亡は「労災」であるとして、労災申請をしましたが、労働基準監督署長は、申請を却下しました。この申請を認めるよう求めたのが今回の訴訟です。

昨年一月一二日、札幌地方裁判所は労働基準監督署の却下処分を取り消す（労災として認定する）判決を言い渡しました。

すでに、NTTに対してその責任を問う民事訴訟では、会社の安全配慮義務違反が認められています。今回の訴訟は国に対し奥村さんの死が業務に起因していることを認めるよう求めたものです。過労死の場合、一か月あたりの時間外労働が八〇時間を超えることが労災認定の最も大きな要素となりますが、奥村さんの場合、業務自体が制限されていたため

時間外労働時間自体はほとんどありませんでした。その中で札幌地裁は、五〇歳以上をターゲットにした雇用選択・配置転換による心身のストレスに着目して、業務起因性を認めたものです。

国側は、不当にも控訴しました。高裁での闘いへのご支援をよろしくお願いします。



奥村過労死 勝訴判決報告会

## ●File2● 萬世閣事件

弁護士 齋藤 耕

ホテル経営で有名な萬世閣グループで、三六協定を締結しないまま時間外労働を命じ、かつ、残業代を一切支払わないなど労働基準法違反の労務管理が一〇年以上も継続していたことやワンマン社長の方々が怒りの声を上げ、「職場に労働のルール」を実現するため労働組合を結成してから、一年が経過します。

この間、未払の残業代の支払いを求めるとの裁判が、札幌地裁に合計八件（今後も提訴が予定されています）、労働委員会に不当労働行為救済の申立がなされるなど、従業員の皆さんの闘いは、一歩一歩前進しています。

こうした従業員の皆さんの闘いを支えるため、地元（洞爺湖町、登別市、室蘭市、伊達市）で支援する会が結成され、本年一〇月、支援集会が開催されました。

しかし、この間も、会社側は、その非を一切認めることもなく、むしろ、従業員らの請求を不当請求であると聞き直っています。

そもそも、会社がタイムカードすら導入していない皆さんの労務管理のため、弁護団は、労働実態から確実な時間を計算して請求しています。

会社の姿勢は、労働組合が結成され、「職場に労働のルール」の実現を求める多くの声を無視し、労働基準法違反の実態を正当化しようとするもので、到底許すことはできません。

組合員の皆さんは、厳しい闘いを強いられ続けています。

是非ともこれまで以上のご支援をよろしくお願いします。



支援を訴える原告ら

## ●File3●

B型肝炎訴訟は  
これからが本番です！

弁護士 島田 度

昨年一月三〇日、肝炎対策基本法が成立しました。

同法は、B型肝炎の感染拡大につき国に責任があることを明記するとともに肝炎対策を恒久的に行うことを定めており、これ自体は一歩前進といえます。

しかし他方で、同法は、一般的な肝炎対策を定めるにとどまっており、まず真っ先になすべきである予防接種回し打ちによる感染被害者の被害回復措置については何も定めていません。

政府は、被害回復措置についてお茶を濁しつつ、この肝炎対策基本法成立をもって幕引きを図ろうとしている姿勢すらうかがえます。

マスコミによる報道ではともすれば「肝炎問題はこれで解決」とされがちですが、決してそうではなく、むしろこれからが本番なのです。

肝炎対策基本法を、真の被害回復のための一里塚とするのか、それとも幕引きの道具に使われてしまうのかは、まさにこれからの訴訟進行とそれを後押しする国民の声にかかっています。

これからも、B型肝炎訴訟に一層の支援のほど、よろしくお願いいたします。

## 労働審判を活用しよう

弁護士 邨山 達哉

会社が残業代を支払ってくれない、理由もなく解雇されたなど労働問題の相談を受けることが増えています。その際、多くの方が口には「裁判」「何年もかかるんでしょ？」ということがあります。

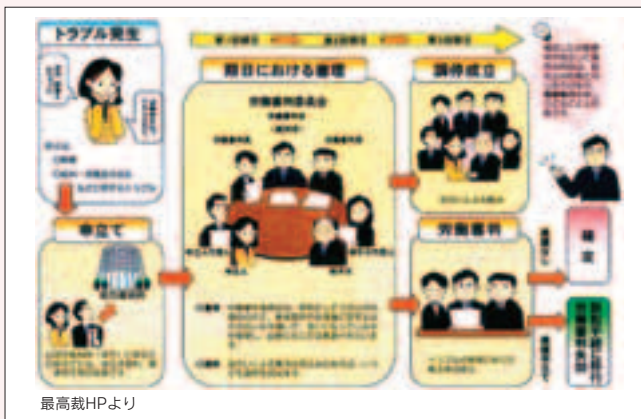
裁判を起したら必ず何年もかかるという訳ではありませんが、多くの方が抱えている「裁判は時間がかかる」というイメージは間違いではないと思います。実際、私が担当している解雇事件の中にも三年以上争っている事件があります。

時間がかかるという理由で泣き寝入りしようとする方もいらっしゃいますが、ちょっと待ってください。労働問題であれば「労働審判」という手続を利用することによって比較的短期間で解決できる可能性があります。

この労働審判手続の最大のポイントは原則として三回以内の期日で結論を出すというスピード感です。私が担当した事件の中にも相談をお受けしてから四か月で未払いの残業代を払ってもらったケースや、五か月で解雇を撤回

させ復職を実現したケースがあります。労働問題を抱えている当事者の方からすればそれでも遅いと感じるかもしれませんが、通常の裁判に比べたら格段に早い解決なのではないかと思えます。

労働審判は原則として三回までの期日で結論を出すという回数制限があるためにあまり複雑な事案は扱えないという制限もありますが、労働問題の解決方法の一つとしての意味は大きいと言えます。





## ホームページ開設のお知らせ



昨年10月15日、ホームページを開設いたしました。

皆さまのお役に立つ情報も適宜更新のうえ発信していきたいと考えています。

### ホームページのご紹介

☆コンテンツ☆

取扱分野／法律相談の流れ／弁護士紹介／弁護士費用／アクセス

☆リンク先☆

- ・北海道過労死問題研究会
- ・たかさき法律事務所九条の会
- ・サービス残業オンブズマン

☆プラテア☆

URL : <http://www.law-takasaki.com>

## 退職のいあぐさし



山本留美子

五年七か月間、勤務して参りましたが、新たな道へ進むため退職することとなりました。

入所した頃は、がむしゃらに仕事をこなして、今思い返すとあつという間に年月が過ぎた気がします。社会的問題から身近な法律問題と幅広く関わることができ、たくさんの方の事を学び、人間的に大きく成長できたと感じています。先生方はじめ、事務局の方々、支えて頂きましたみなさまには大変お世話になりました、感謝しております。ありがとうございました。

## 日弁連事務員サテライト研修の講師をして

事務局長 池田 滋

昨年二月一六日、日弁連会館クレオホールで行われた、日弁連主催の全国事務職員サテライト研修(衛星通信を利用しての研修)の講師を初めて経験しました。今春には法律事務員になつて三一年目になろうとする私ですが、私が就職した三〇年前は今回のような通信衛星を使った大規模な研修もありませんでした。事務職員能力向上に対する要請の高まりと通信技術の進歩を実感する、いい経験をさせてもらいました。

## 新六十三期司法修習生のいあぐさし



野田 晃弘

昨年の十一月二十七日からの二か月の間、竹中弁護士のもとで修習をさせていたいております。

社会人としての生活を開始して、自分の未熟さに反省している日々です。しかし、若い時期の失敗は後の自分の成長につながると信じて、日々努力しております。そして、法曹となったときには、その経験を生かして、職責を果たしていきたいと思っております。

そのような機会を与えてくださる、たかさき法律事務所の弁護士・事務員の方々に、本当に感謝しております。充実した弁護修習になるように頑張りますので、よろしくお願ひします。

## 編集後記

新年号は、当事務所が取り組んでいる諸問題について、更に一步を踏み出す大事な年にしたいとの願いを込めてお届けします。皆さまのご健康とご多幸を心からお祈りします。(ふ記)